

特定教育・保育施設／特定地域型保育事業者の皆さまへ

保育・給食内容の注意事項をお伝えします

平素より、杉並区の指導検査にご協力いただき、ありがとうございます。

令和6年度の指導検査における指摘事項、助言事項の中から、保育内容（保育・給食）の分野で特に注意を払っていただきたい事項をお知らせします。

ご一読のうえ、確認していただきますようお願いいたします。

令和7年3月

杉並区

「全体的な計画」と「指導計画」について

- 全体的な計画と指導計画は 平成30年度改正施行された『保育所保育指針』に基づいた計画にしてください。
- ・全体的な計画の教育のねらい及び内容は 保育所保育指針第2章1・2・3に基づいて作成してください。
 - 第2章－1 乳児(0歳～満1歳未満) 「健やかに伸び伸びと育つ」 身体的発達
「身近な人と気持ちが通じ合う」 社会的発達
「身近なものに関わり感性が育つ」 精神的発達
 - ※この時期は発達が未分化な状況であるため上記の3つの視点の基盤を培うという考え方にに基づきねらい及び内容を作成する。
 - 第2章－2 満1歳以上3歳未満児は 「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域で作成する。
 - 第2章－3 3歳以上児は 「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域で作成する。
 - ※ 保育全体を通じて、養護と教育が一体となって展開されよう計画を作成する。
 - ※ 0歳児クラスで満1歳未満児と満1歳以上児が一緒に在籍する場合はそれぞれの時期に応じ3つの視点、5領域に基づいて指導計画を作成する。

乳幼児突然死症候群(SIDS)対策について

- 0、1、2歳児は、仰向け寝の徹底を図る。
(医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合を除く)
 - ・うつ伏せ寝・横向き寝は仰向け寝に直す。
- 安全な睡眠環境を整える。
- 保育室は午睡中も顔色が解る明るさを保つ。
- 『睡眠チェック表』を作成し確実に確認、記入する。
 - ・0才児ー5分、1、2才児ー10分間隔が望ましい。
 - ・うつぶせ寝を仰向けに直したことが解るように記入する。
 - ・確認項目(姿勢、顔色、呼吸、体調等)を明記し、見て触れて確認し、担当職員がサインをする。

* 資料『睡眠チェックリスト』参照

* 「入園のしおり」にSIDSについて記載し、家庭にも仰向け寝で寝かせるよう、協力をお願いしている園があります。(医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合を除く)

児童虐待の対応について

- 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察する。
 - ・ 児童福祉施設の職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなくてはならない。
- 杉並区が作成している「児童虐待対応マニュアル」（杉並区要保護児童対策地域協議会編集・発行）について理解、周知する。
 - ・ 「児童虐待対応マニュアル」を活用して、児童虐待の早期発見・早期対応への取り組みを進められるようにする。
 - * 早期発見努力義務（児童虐待の防止等に関する法律 第5条1項）
 - * 通告義務の優先（児童虐待の防止等に関する法律 第6条1項及び3項）
- 職員も適切な保育を行っているか、自らの保育を振り返る機会をもつようにしてください。

不適切な保育の防止について

- 虐待に至る前に、日常の保育の中で不適切な保育への“気づき”を喚起することが大切です。園長や主任による指摘・注意とともに、保育士が互いの保育を認め合ったうえで「話し合える」「語り合える」風通しの良い環境づくりに努めましょう。

不適切な保育が疑われる事案が発生した場合や判断に迷った場合等は区(保育支援係)に連絡してください。

＜不適切保育への「気づき」の視点＞

- ・ 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
- ・ 物事を強要するような関わり
- ・ 脅迫的な言葉がけ
- ・ 罰を与える
- ・ 乱暴な関わり
- ・ 差別的な関わり
- ・ 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- ・ わいせつな行為が疑われるような関わり 等

○ 参考資料

- * 「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」(令和3年4月)
- * 「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」(平成29年3月)
- * 保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和5年5月子ども家庭庁)
- * 都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力が発生した場合の対応(令和6年1月東京都福祉局)

児童の安全確保・事故防止について(1)

- 危険箇所点検表を用いて定期的に安全点検を行う
 - ・危険な場所、設備、危険な玩具、小物等を把握し点検項目を明確にする。
 - ・窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかについても点検項目に加えて点検する。
- ピアノ(電子ピアノを含む)・家具・棚の上の物等の転倒・落下防止を図る。
 - ・特にピアノは重いため地震で転倒した場合大きな事故につながる。簡易な滑り止めのみでなく固定する。また、ピアノの側での午睡は避ける。 ※大地震を想定し、園内外を確認する。
- 園外保育において目的地への到着時や出発時、帰園後等場面の切り替わりにおける子ども的人数確認等の迷子・置き去り防止を行う。(園内も同様)
 - ・人数確認についてダブルチェック体制をとるなどして徹底すること。
- 迷子、置き去り等が発生し、又は発生しかけた場合は区(保育支援係)に報告する。
 - ・事故報告の第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)に行う。また、事故発生の原因分析や検証等の結果については、作成され次第報告(提出)すること。

児童の安全確保・事故防止について(2)

- 園児の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達等)を把握し、誤嚥等による窒息リスクとなるものを除去する。
 - ・過去に誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。また、誤嚥・誤飲防止のため、食事の様子を保育士が見守ることが大切です。
- 園外活動で園児の移動のために、借り上げバスを運行する場合。
 - ・法改正により、令和5年4月1日から、園外活動で園児の移動のために借り上げバスを運行するときは、乗降車する際に点呼等により園児の所在を確実に把握することが義務付けられた。

その他の項目について

- 児童票(保育経過記録)・保育計画・保育日誌・0, 1歳児の個別日誌に園長が確認したサイン又は押印をしてください。
- 長時間にわたる保育については、「保育所保育指針第1章総則3、保育の計画及び評価(2)カ」に基づいて指導計画に位置付けてください。
 - ・長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画の中に位置付けること。
- 長期欠席があった時は、出欠簿に理由を記載する。
 - ・日々の欠席の理由はもちろん、長期欠席の児の理由を把握のために記載が必要。
- 個人情報紛失予防のため、保育所児童保育要録を小学校へ届ける際は受領証等を受け取る。また、郵便等で発送した際は控えを保管するなど、記録を残すようにする。(該当施設のみ)

給食について

○献立表

- ・エネルギー・たんぱく質について、栄養目標量及び日毎・月平均の栄養価を記載する。

○検便

- ・調理従事者、調乳従事者は、雇入れの際(勤務の前月)及び毎月(月1回以上)の検便を行う。

○健康チェック

- ・調理従事者、調乳従事者は、毎日の健康チェック(項目ごと)を行う。
午前午後、それぞれ作業開始前に1日2回のチェックをお願いしています。

○給食日誌等への記録

- ・喫食状況、食数、アレルギー対応状況(数)等を記録する。

○検食

- ・検食は適切な時間に行う。検食日誌に検食を行った時間、評価等を記録する。
(乳幼児の給食として適切かどうかを衛生面、嗜好、味覚面等あらゆる角度から確認する。適切な時間とは異常を感じてから措置決定、今後の対応等決定するまでに必要な時間としています。)